

(第5号様式の2)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行

宮城県知事選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名または名称及び 住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙が行われる区域のポスター掲示場数	箇所

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が宮城県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宮城県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2枚
 - (2) 限度額
 - ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500枚以下の場合
$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
単価×確認された作成枚数=限度額
 - イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500枚を超える場合
$$\frac{316,250\text{円} + 293,440\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
単価×確認された作成枚数=限度額
- 5 当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。